



農林漁業体験民宿開業の手引き



あなたも、農林漁業体験民宿を開業してみませんか？

山口県独自の施設基準の緩和などにより、開業しやすくなっています。

山 口 県

目 次

第 1 章 農林漁業体験民宿をはじめよう	1
1 やまぐちスロー・ツーリズムの推進	1
2 農林漁業体験民宿とは	1
(1) 民宿と農林漁業体験民宿	1
(2) 農林漁業体験民宿とは	2
3 農林漁業体験民宿開業のすすめ	3
4 農林漁業体験民宿の開業事例紹介	3
第 2 章 農林漁業体験民宿開業のための準備	5
STEP 1 情報収集	6
STEP 2 経営スタイルを検討	7
STEP 3 施設スタイルを検討	9
STEP 4 体験交流プログラムを検討	10
STEP 5 経営計画を検討	11
STEP 6 その他の留意事項を検討	14
第 3 章 農林漁業体験民宿の開業に関する法律及び手続き	16
1 農林漁業体験民宿の開業に係る手順	16
2 農林漁業体験民宿開業に係る主な法令について	17
(1) 旅館業法	17
(2) 食品衛生法	18
(3) 建築基準法	20
(4) 消防法	20
3 農林漁業体験民宿関係の規制緩和措置	21
(1) 国の規制緩和の概要	21
(2) 山口県独自の規制緩和の概要	21
参 考 資 料 等	23
農林漁業体験民宿開業チェックシート	23
相談窓口一覧	24
山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱	26
やまぐち元気！むらまち交流推進協議会加入のご案内	32
山口県内農林漁業体験民宿一覧	33

第1章 農林漁業体験民宿をはじめよう


1 やまぐちスロー・ツーリズムの推進

山口県では、農山漁村と都市との交流を一層拡大し、地域活性化を図るため、訪れる人に地域の魅力をゆっくりと楽しんでいただく「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進しています。


近年、都市部にお住まいの方や海外からの旅行者などの間では、農山漁村に滞在して自然を楽しんだり農林漁業を体験したりすることが人気となっています。農山漁村を訪れるお客様にとって、体験活動や宿泊滞在のための中核施設となるのが、その土地の農林漁家の方などが営む「農林漁業体験民宿」です。

やまぐちスロー・ツーリズム


中山間地域の住民が経営意識と生きがいを持って主体的に取り組み、自然環境、歴史文化などの地域資源や、その土地ならではの「食」や体験に付加的な価値を見い出して、都市住民にその魅力をゆっくりと楽しめるように提供し、新たなくらしや生き方を提案する交流活動であり、交流を通じて、地域住民、都市住民ともに生活の満足度を高め合う山口県独自のツーリズムの総称



泊まる



食べる



体験する

2 農林漁業体験民宿とは

(1) 民宿と農林漁業体験民宿

民宿について法令上の定義はありませんが、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行うには、旅館業法上の許可を受ける必要があります。旅館業法では施設や設備により「ホテル営業」・「旅館営業」・「簡易宿所営業」・「下宿営業」が対象とされており、施設や設備の態様により異なりますが、多くの民宿は、その施設等の規模から「簡易宿所営業」に該当する施設として扱われています。本書でとりあげる農林漁業体験民宿も、旅館業法に定める「簡易宿所営業」に該当するものとして説明しています。

旅館業法に定める旅館業（旅館業法第2条）

区分	定義
ホテル営業	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
旅館営業	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
下宿営業	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

(2) 農林漁業体験民宿とは

農林漁業体験民宿は、各種の農林漁業体験や農山漁村での生活体験などを提供する民宿で、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（以下、「余暇法」という。）において定義されています。該当する農林漁業体験民宿については、各種の法令による規制が緩和され、一般の民宿に比べて開業しやすくなっています。

また、山口県では、宿泊定員5人以下の農林漁業体験民宿について、「山口型小規模農林漁業体験民宿」として認定し、旅館業法及び食品衛生法による規制の一部を緩和し、開業の促進を図っています。

余暇法関連条文

◆法第2条第5項（定義）

この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

◆施行規則第2条（農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務）

法第2条第5項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

1 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

- イ 農作業の体験の指導
- ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

2 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

3 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 漁ろ又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

3 農林漁業体験民宿開業のすすめ

農林漁業体験民宿は、単なる廉価な宿泊施設ではなく、「やまぐちスロー・ツーリズム」を実践する中核施設として、農林漁業や動植物とのふれあいなどを通じて、農山漁村の豊かな自然と暮らしを体験できる宿泊施設であり、あるがままの自然環境、農山漁村ならではの歴史・文化、地域の人々の素朴な笑顔ともてなしが最大の魅力です。

農林漁業体験民宿の開業は、農林水産物の販売や地域の就業機会の確保、新たな交流産業の創出などの経済的なメリットだけにとどまらず、農山漁村と都市との交流を通じて、農山漁村の素晴らしさを再発見したり、自らの地域への誇りを認識することにもつながっていくものです。来訪者に喜びと感動を与え、自らの自己表現の場として、あなたも農林漁業体験民宿をはじめませんか？

4 農林漁業体験民宿の開業事例紹介

名 称	農家民宿 樵屋（きこりや）
所 在 地	阿武郡阿武町大字宇生賀4009
経 営 者	白松博之、紀志子 御夫妻
開業年月日	平成17年(2005年)6月30日
営業形式	通年型
宿泊料金	一泊二食付き6,500円～（小学生以下4,300円～）
農 業	白菜、チンゲンサイ、レタスなど



白松さん御夫妻



懐かしいおばあちゃんの家みたい！

I 民宿を始めたきっかけ

我が家で毎年恒例だった民宿での楽しい家族旅行の思い出を、来られたお客さんにも作ってあげられたらと、更には、民宿を起点に地域活性化が図られたらと考え、思い切って開業しました。

II 周辺環境について

極上の田舎です（笑） 周囲に家がなく、こんな田舎だからこそ味わえる静けさや、真っ暗闇や、満天の星空や、こだまの聞こえる森など、これこそが私たちの地域の最大の魅力であり、大切な地域資源と考えています。

Ⅲ 経営方針について

「ここで過ごせば、輝く明日がきっと見えるはず」をキャッチフレーズに、交流を通じて、いつのまにか宿主とお客さんではなく、親しい友人関係になっている、そんな民宿です。「あなたにだけ」という一生懸命なおもてなしの気持ちを常に忘れずに持っています。

Ⅳ 投資について

農家そのままの風情を残したかったので、家の改装は調理場を除いてほとんど手をつけませんでした。来られるお客さんからは、「懐かしいおばあちゃんの家に戻ったみたい!」と言ってもらえます。また、冷蔵庫などの必要機材は、全てインターネットで中古品を取り寄せ、経費をできるだけ抑えるようにしました。

Ⅴ 宿泊について

定員は20名です。1組の御家族から、各種研修まで受け入れられる規模にしています。また、お客さんがお帰りになるときは、間伐材で作られたメダルをお渡ししています。これは地域通貨のようなもので、阿武町を5回訪問したら農産物と交換できる仕組みにしており、リピーターの方も増えています。

Ⅵ 食事について

生産農家ならではの新鮮な旬の野菜や山菜を中心に、素材の味をそのまま味わっていただくメニューを提供しています。昔からこの地域で普通に食べていた郷土料理です。これが一番お客さんに喜ばれます。例えば「とれたてタマネギのオープン丸焼き」は、本当に甘くて大好評メニューのひとつです。

Ⅶ 体験について

本業は山林21ha、ハクサイ、レタス、チンゲイサイなどの畑4.5ha、水稻1.2haを経営する農家であり、こうした資源を生かし、お客さんのニーズに合わせた農林業体験を実施しています。また、晩ご飯のおかずにもなる山菜狩りも人気です。そのほか、この地域内には、西洋上絵付けやパンづくり体験等ができる場所がありますし、近くの「あったか村」では家づくり体験ができるなど、他にはない体験プログラムを地域の人たちの協力で実施できることが自慢です。

Ⅷ 農林漁業体験民宿を始めたい人へメッセージ

自分が住んでいるその場所に魅力を感じなければ、来る人にも魅力を感じてもらえないと思います。まずは、地域の魅力探しからスタート!そして、開業までの手続は煩雑なところもあるけれど、いざ開業してみると、たくさんの人が民宿を訪ねてくれる、その交流から得られるものは、お金に代えられないくらい大きく、自分たちを本当に成長させてくれます。地域を動かし、時代を変える、そんな仕掛け人にあなたがなってみませんか。



春は山菜、秋はきのここと贅沢!



おかあさん 100選に認定された紀志子ママ

第2章 農林漁業体験民宿開業のための準備

農林漁業体験民宿を開業しようと考えている方は、以下の手順を参考に、どのような民宿にするのかについて検討し、具体的な構想を固めましょう。

また、農林漁業体験民宿の経営には家族の理解と協力が不可欠です。お客様を受け入れるのは家族全員の仕事ですので、負担が偏らないよう家族で十分に話し合う機会をもつようにしましょう。



(1) 参考事例を収集する

農林漁業体験民宿の開業をご検討の方は、まずは参考事例を調べてみましょう。全国的にみれば、農林漁業体験民宿の事例はたくさんあります。特にインターネットでは簡単に情報収集できます。

参考となるインターネットサイトを紹介しておきます。このほかにも、農林漁業体験民宿を経営する方が独自で情報発信しているサイトが数多くありますので、「農林漁業体験民宿」、「農家民宿」、「漁家民宿」、「体験民宿」などのキーワードで検索してみてください。

■参考 インターネットサイト

(山口県内の農林漁業体験民宿の情報)

- 田舎体験に行こう！やまぐちスロー・ツーリズム WEB

<http://www.yamaguchi-slow.jp/>

(全国の農林漁業体験民宿の情報)

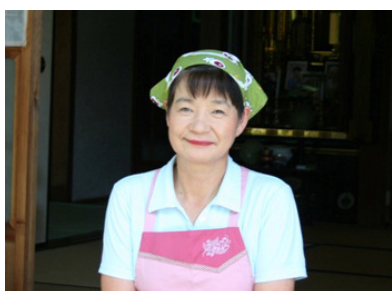
- 農林漁家民宿おかあさん100選ホームページ

<http://www.ohrai.jp/okasan100/>

※「農林漁家民宿おかあさん100選」とは？

農山漁村を舞台に、ゆとりと安らぎを提供し、都市との共生・対流の担い手として期待されている農林漁家民宿について、地域の資源や人材の魅力、安全・安心な滞在の提供など、その品質の維持・向上を図るとともに、イメージや実態を広く国民に理解してもらうため、地域のオピニオンリーダーであり、自身の民宿経営に成功し、地域活性化に寄与している“農林漁家民宿おかあさん”を選定し、紹介するものです。(農林水産省及び観光庁連携事業)

山口県では、阿武町の農家民宿「樵屋」(きこりや)の白松紀志子さんと萩市の漁家民宿「遊縁」(ゆえん)の川口みき子さんが選定されています。



樵屋の白松さん



遊縁の川口さん

(2) 実際に農林漁業体験民宿に泊ってみる

農林漁業体験民宿に対する関心が高まったら、実際にそこへ宿泊してみることをおすすめします。先輩である経営者から開業前そして開業してからの体験談を伺えば、有意義なヒントやアドバイスを得ることができるでしょう。(P33参照)

(1) 食事をどのように提供するか

経営のスタイルを定める最も大きな要素は、食事の提供の仕方です。

食事の提供の有無によって設備の条件が異なり、食事を提供する場合は食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要となります。(P 18 参照)

以下に食事の提供方式による経営スタイルを整理しましたので、これを参考に自分にふさわしい農林漁業体験民宿のスタイルを判断してください。

経営スタイル (食事の提供方式)	飲食店 営業許可	特徴
①素泊まり式	不要	<ul style="list-style-type: none"> ●食事を提供しないので、経営者側の労力は大きく軽減されます。 ●地元の食材の食事を提供する農林漁家レストランなどが近くにある場合には適した方法です。
②自炊式	不要	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊者が自炊できる施設を用意します。台所を貸すことでもかまいません。 ●自分の田畑や裏山でとれた農林産物を安価に提供できる場合などに適した方式となります。
③一泊朝食付	必要	<ul style="list-style-type: none"> ●民宿経営で労力のかかる食事提供のうち、朝食のみの提供を行う形式です。経営者側の労力は軽減できます。 ●①と同様に、近くに農林漁家レストラン等がある場合、または自炊施設がある場合は有効な方式です。
④一泊二食付	必要	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の旅館や民宿のように、夕食と朝食を提供する方式です。 ●民宿を営む上で食事の提供は、調理や片付けなどで多くの労力を必要とします。一泊二食付とする場合は、宿泊者の人数を勘案して、無理のない経営となるように心がけましょう。 ●食事は地元の食材や旬の食材を利用したり、都市ではあまりお目にかかれない農山漁村ならではの郷土料理を提供することで、個性ある農林漁業体験民宿とすることが可能となります。

※飲食店営業許可の要否については、最寄りの健康福祉センター等に相談してください。

(P 24 参照)

(2) どのように運営するか

個人で運営する方式と複数の者で共同経営する方式が考えられます。

経営スタイル (運営方式)	特徴
①個人で経営	●自宅の空き部屋や離れを活用するなどして、個人経営します。
②共同で経営	●気の合う者や地域内でグループをつくり、メンバーが共同して(交替して)、食事の用意や体験交流プログラムの提供にあたります。 ●営業許可は、グループの代表者が個人名で取得する必要があります。

(3) 受入時期をどうするか

宿泊者の受入時期には主に下記のスタイルがあります。農林漁業体験民宿は通年で経営しなくてはいけないものではありません。本業(農林漁業など)の繁忙期と閑散期の状況に応じて、受入時期を限定して営業するのもいいでしょう。

経営スタイル (受入時期)	特徴
①通年型	●年間を通じて宿泊客を受け入れる方式
②季節型	●夏休み、冬休み、春休み、農閑期など期間を限定して営業する方式
③週末型	●土曜日・日曜日、祝日に限定して営業する方式



STEP 3**施設スタイルを検討****(1) どの部屋を活用するのか**

客室として利用する家屋・部屋を決めましょう。ここでは、以下のとおり、いくつかのパターンを例示します。

活用パターン	特徴
①空き部屋活用	<ul style="list-style-type: none"> ●母屋の空き部屋を活用します。 ●日常の農林漁家の暮らしをそのまま体験したいと考える客層には、好まれるでしょう。
②別棟活用	<ul style="list-style-type: none"> ●母屋とつながっているような離れの空き部屋を活用します。 ●農山漁村でのんびりしたいという客層には、気遣いが少なく良いでしょう。
③空き家利用	<ul style="list-style-type: none"> ●現在空き家となっている家屋を再び住宅として利用し、その一部の部屋を客室として活用します。



STEP 4**体験交流プログラムを検討****(1) 体験交流プログラムをつくる**

農林漁業体験民宿業は、余暇法において、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することが規定されていますので、農林漁業体験民宿は、農山漁村ならではの余暇活動サービスを提供する必要があります。

余暇活動サービスという大変そうですが、例えば、農山漁村の集落を案内したり、家の周りの畑で野菜を収穫したりすることも立派な余暇活動サービスです。

山口県ではこうした余暇活動サービスを「体験交流プログラム」と呼んでいます。

以下に一例を掲げていますので参考にしてください。

体験交流プログラム（一例）

区分	体験交流プログラム
●農林漁業体験	季節の野菜収穫体験、山菜狩り体験、田植え体験、稲刈り体験、フルーツ狩り体験、一本釣り体験、地引き網漁体験、漁船クルージング体験 など
●ものづくり体験	コケ玉づくり体験、竹とんぼづくり体験、わら細工づくり体験、紙すき体験、草木染め体験 など
●料理づくり体験	そば打ち体験、豆腐づくり体験、味噌づくり体験、こんにゃくづくり体験、魚のさばき方体験、スイーツづくり体験 など
●自然体験	集落散策体験、星空観察体験、ホテル観察体験、カヌー体験、里山散策体験、沢登り体験、サイクリング体験 など



(1) 経営維持のための留意事項

農林漁業体験民宿は、農山漁村の環境とありのままの暮らしを最大限活用して営業するもので、一般的に言って、大きな資本を投資するようなものではありません。

このような民宿経営ですから、収入について過大な期待を見込まないことが大切です。

(2) 農林漁業体験民宿の経営計画

農林漁業体験民宿がいかに小規模であろうとも、経営者として経営管理することが求められます。施設整備など初期段階から必要となる設備資金や運転資金などについて計画的な見通しをもつことが望まれます。

資金の捻出方法、採算の想定、労働力配分についてはあらかじめ検討しておく必要があります。どの程度の収入を見込むかで、資本投下の規模もおのずと変わります。手持ちの資金状況、借入の可能性、採算見積もりと確かな返済計画を具体的にイメージすることが大切です。

いずれにせよ、あまり大きな投資をしては、返済の負担が高まるばかりですから、利用者ニーズを把握し、部屋の稼働率などを想定することが求められます。

(3) 投資額と経営の関係の具体的考え方

農林漁業体験民宿を開業するとき、どの程度の投資額を用意すべきなのでしょう。ここでは、投資額と経営のあり方についてシミュレーションしてみましょう。経営のあり方は経営タイプによって大きく異なりますが、ここでは、参考までに以下の事例によって考えます。

経営シュミレーションモデル**〔想定モデル〕**

100万円の自己資金と300万円の借入とで、山口型小規模農林漁業体験民宿（定員5人）の経営のために、母屋の一部を改造した場合

- 経営スタイル： 1泊2食付き
- 宿泊価格： 6,500円
- 利用客数： 年間300人（月平均25人）
- 借入金： 300万円（農業近代化資金 据置期間3年）
- 体験収入等： 1人 1,000円とする。
- 食材利用： 自家農産物の利用で、外部購入を極力抑える。
- 労働力： 家族労働のみとする。
- 減価償却： ①建物価格 300万円
 - ・耐用年数22年
 - ・300万円／22年＝約14万円
 ②器具及び備品 100万円
 - ・平均耐用年数5年
 - ・100万円／5年＝20万円

経営シュミレーションモデルによる収支例

項目		支出額	算出細目
収入	民宿宿泊料	2,100,000	客単価平均7,000円(宿泊料+飲食等) ×300人(月平均25人)
	農産物売上高・体験料	150,000	客単価平均500円×300人
	収入計(A)	2,250,000	
支 経 出 費	食材料等仕入費	560,000	食材料や販売に係る物品の仕入価格 (売上の25%程度)
	事業用租税公課	50,000	民宿関係の固定資産税等
	光熱水道費	300,000	水道、ガス、電気代等 (300人×@1,000円)
	通信費	36,000	電話代、はがき代等 (月3,000円×12ヶ月)
	広告宣伝費	22,000	広告掲載費等(総売上の1%程度)
	接待交際費	30,000	事業に係る慶弔費等
	損害保険料	50,000	民宿事業に係る保険
	修繕費	30,000	壁の塗り替え、畳の修繕等
	消耗品費	60,000	電球の取り替え、事務備品等 (5,000円×12ヶ月)
	減価償却費	340,000	P11のとおり
	給与賃金	0	従業員の賃金(家族労働のみ)
	支払利息	45,000	借入金の利息(5年目から減額)
	衛生費	60,000	クリーニング代等(5,000円×12ヶ月)
	雑費・その他	100,000	
	支出計(B)	1,683,000	
利益(C)=(A)-(B)		567,000	
租税公課(D)		56,000	利益の10%程度
借入金償還額(E)		250,000	4年目から返済開始
当期過不足額 (F)=(C)-(D)-(E)		261,000	純粹に手元に残る金額
減価償却費(G)		340,000	実際には手元に残り運用可能
運用可能額(H)=(F)+(G)		601,000	実際に残る金額

上記の想定で経営を行えば、以下のようになります。

- 収入が少ないため、かなり運用経費を抑える必要があります。
- 「食材料等仕入費」に関しては、一般的な旅館・民宿でも売上の20%以下が望ましいと言われていています。いかに自家農産物等を有効活用できるかが鍵でしょう。
- 「光熱水道費」は意外にかかるものです。予め注意しておきましょう。
- 借入金の利息は「支払利息」で経費算入できます。
- 減価償却費は実際には手元に残るので、改築・改装のために積み立てるか、借入金返済の原資にすることができます。
- 借入金の元金については、開業4年目から返済が始まりますので、3年目までは運用可能です。

(参考1) 300万円借り入れた場合の返済表

回数	払込元金	払込元利計	払込後残高
1年目	0	39,000	3,000,000
2年目	0	39,000	3,000,000
3年目	0	39,000	3,000,000
4年目	250,000	289,000	2,750,000
5年目	250,000	285,750	2,500,000
6年目	250,000	282,500	2,250,000
7年目	250,000	279,250	2,000,000
8年目	250,000	276,000	1,750,000
9年目	250,000	272,750	1,500,000
10年目	250,000	269,500	1,250,000
11年目	250,000	266,250	1,000,000
12年目	250,000	263,000	750,000
13年目	250,000	259,750	500,000
14年目	250,000	256,500	250,000
15年目	250,000	253,250	0
合計	3,000,000	3,370,500	

※元金均等方式、貸付利率1.3%、借入期間15年で想定

(参考2) 各種制度資金

資金名	対象	内容	問い合わせ先
農業近代化資金	農業者	貸付利率 0.1% (県利子補給後)	県ぶちうまやまぐち推進課 083-933-3360
漁業近代化資金	漁業者	貸付利率 0.1% (県利子補給後)	
中小企業制度融資 (創業応援資金)	サービス業 (民宿)	貸付利率 ・一般枠 1.3%~1.4% (UJIターン者) 1.0%~1.1% ・再チャレンジ枠 1.7%~1.8%	県経営金融課 083-933-3188

※貸付利率は平成28年7月21日現在のものです。

貸付期間・貸付時期・対象者・市町補助制度等により利率が異なる場合があります。

保証料が別途必要となる場合があります。

詳細については、各問い合わせ先に確認してください。

(1) 情報発信の方法

農林漁業体験民宿の開業にあたり、宣伝をどうするかはとても重要です。

県では、ホームページ（田舎体験に行こう！やまぐちスロー・ツーリズム web）やガイドブックによるPRを行っており、そこに詳細な民宿情報を掲載することが可能です。

国や民間団体でも同様のサイトを運営しているところがありますので、そこへ掲載してもらおうよう働きかけることも良いでしょう。

また、インターネット上でのブログやSNS等の活用は、日々の民宿の活動風景などの様子を楽しく、そしてリアルタイムに発信できるため非常に有効です。

更には、テレビ・ラジオや新聞・雑誌などに積極的にアプローチして紹介してもらうことも効果的といえます。

そして、訪れたお客様の口コミ情報がなによりも大きな情報発信の道具となります。自分の民宿のPRポイントを上手に訴えかけるようなチラシやパンフレットなどを用意して、機会あるごとに配布しましょう。

■参考 情報発信のツール一覧

(山口県)

○やまぐち田舎遊びBOOK（冊子）

○田舎体験に行こう！

やまぐちスロー・ツーリズム web

<http://www.yamaguchi-slow.jp/>

(やまぐち元気！むらまち交流推進協議会)

○田舎体験ガイド！！YAMAGUCHI（冊子）

(農林漁業体験民宿ブログ等)

○農家民宿 樵屋 阿武町 <http://www.haginet.ne.jp/users/kikori/>

○漁家民宿 遊縁 萩市 <http://www.susa-yuen.com/>

○漁家民宿 浜の小屋 阿武町 <http://hamanokoya.exblog.jp/>

○農家民宿 和楽の里 岩国市 <http://warakunosato.blog.fc2.com/>

(民間団体等参考例) ※情報掲載にあたっては利用料等が必要な場合があります。

○まちむら交流きこう <http://www.kouryu.or.jp/>

○旅の発見 <http://tabihatsu.jp/>

○チキタビ <http://tikitabi.com/>

○JTBホームページ http://opt.jtb.co.jp/kokunai_opt/

○日本の歩き方 <http://japan.arukikata.co.jp/japan/>



(2) 地域との連携

農林漁業体験民宿の魅力を更に高めていくためには、地元の農林漁業者や事業者（道の駅、農林水産業体験施設、直売所など）、地域の文化や歴史に詳しい方、NPO法人など、様々な方々と協働して取り組むことも必要です。農山漁村ならではの体験交流プログラムの充実を図るためには、こうした様々な活動団体・個人の方々の協力は不可欠です。地域ぐるみでイベントを開催すれば、新聞やテレビなどのマスコミで取り上げられる機会も増え、効果的な情報発信になります。

地域の方々との連携の可能性について幅広く検討することは、今後の農林漁業体験民宿の経営に役立ちます。

(3) リスクマネジメント

農林漁業体験民宿は小規模経営ではありますが、旅館業法に定める旅館業の一つであり、業として経営する以上は、想定される様々なリスク（危険性）を把握し、事前にその対処方法を定めておくことが重要です。

想定されるリスクには次のようなものがあげられます。

[想定されるリスク]

- 食中毒
- 火災・災害
- 交通事故・農林漁業体験中の事故
- 貴重品の紛失
- 個人情報の流出

こうした事態が発生した場合のことを想定し、万一の対応策を定めておきましょう。

旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、国内旅行傷害保険などの損害保険に加入することや、貴重品の扱いやプライバシーの確保について、「宿泊のルール」を作成しておくことをおすすめします。

■保険等の加入は「山口型小規模農林漁業体験民宿」の義務の一つとなっています。

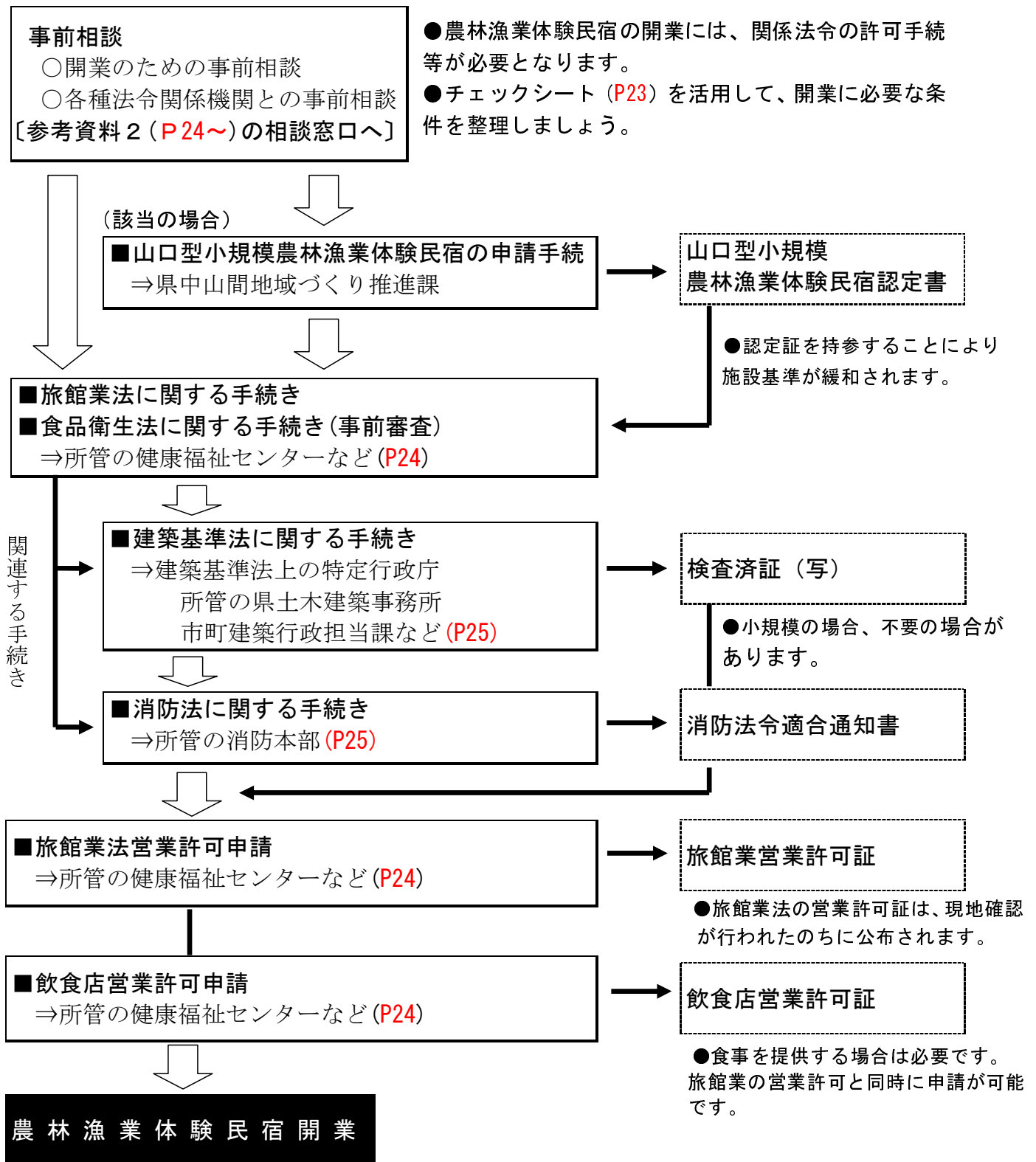
山口型小規模農林漁業体験民宿（P 21～）は、宿泊者の万一の事故への対応のため、保険又は共済制度の加入や1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習の受講が義務づけられています。



第3章 農林漁業体験民宿の開業に関する法律及び手続き

1 農林漁業体験民宿の開業に係る手順

農林漁業体験民宿（山口型小規模農林漁業体験民宿の場合P 2 1～参照）開業までの許可申請等の基本的な流れは次のようになります。開業のためには、各種法令の許可等が必要になりますので、関係機関の窓口へ相談してください。



2 農林漁業体験民宿開業に係る主な法令について

(1) 旅館業法

農林漁業体験民宿を開業する場合は、旅館業法第3条に基づく「旅館業営業許可」を取得する必要があります。農林漁業体験民宿は主に簡易宿所営業に分類されますが、客室延床面積の要件（定員10人以上の場合33㎡以上）が適用されないなどの緩和措置が講じられています。

詳細は最寄りの相談窓口へ相談してください。（P24参照）

①構造設備の基準

旅館業法の許可を受けるためには、構造設備の基準に適合する必要があります。以下に示す基準は、農林漁業体験民宿にも適用されます。

区分	構造設備の基準（主なものを抜粋）
浴室	●宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 ～近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない場合を除く。
洗面設備	●適当な規模の洗面設備を有すること。
便所	●適当な数の便所を有すること。（※）
その他	●適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

（※）山口型小規模農林漁業体験民宿の場合、便所の数が緩和されます。（P21～参照）

②手続き

ア. 事前相談

許可申請にあたり必要となる設備や書類について、最寄りの健康福祉センター（保健所）に相談してください。その際に、農林漁業体験民宿の相談であることを伝えてください。

イ. 許可申請に必要な書類

- 旅館業営業許可申請書
- 山口型小規模農林漁業体験民宿認定書（P21～参照）
- 定款又は寄付行為の写し（法人の場合）
- 付近の見取図
- 建物配置図
- 各階平面図
- 客室部分の断面図
- 便所の構造図（改良便槽又はし尿浄化槽を備えたものである場合）
- 2面以上の立面図
- 建築基準法に基づく検査済証の写し（建築確認が必要な場合 P20参照）
- 入浴の用に供する湯水の給水経路及び排水経路を明らかにした図面
- 入浴設備の衛生管理に関する事項を定めた要領
- 使用水の水质検査成績書の写し（水道水以外の場合）
- 消防法令適合通知書（P20参照）

ウ. 申請手数料

新規申請手数料：7,310円

(2) 食品衛生法

農林漁業体験民宿で食事を提供する場合は、「飲食店営業許可」を取得する必要があります。素泊まり式、自炊式（P 7 参照）の場合は、「飲食店営業許可」は必要ありません。

詳細は最寄りの相談窓口へ相談してください。（P 2 4 参照）

① 営業施設の基準

食品衛生法の許可を受けるためには、営業施設の基準に適合する必要があります。以下に示す基準は、農林漁業体験民宿にも適用されます。

区分	営業施設の基準（主なものを抜粋）
<p style="text-align: center;">共通基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●建物は、不潔な場所に設置しないこと。 ●作業場は、作業するのに十分な広さを有する専用のものですること。 ●天井は、ほこりの落ちない構造とすること。 ●内壁は、床面から適当な高さまで不浸透性又は耐水性の材料で腰張りされ、清掃しやすい構造とすること。（※） ●床は、不浸透性又は耐水性の材料で造られ、清掃し、及び排水しやすい構造とすること。（※） ●採光設備を設けること。 ●作業場所において百五十ルクス以上の照度を得ることができる照明設備を設けること。 ●換気設備を設けること。 ●防虫設備等を設けること。 ●消毒装置を備えた十分な大きさの流水受槽式の手洗い設備を設けること。 ●機械、器具類及び容器類は、作業に便利であり、かつ、清掃し、又は洗浄しやすい場所に配置すること。 ●機械、器具類及び容器類の食品に直接接触する部分は、洗浄し、及び殺菌しやすいものとすること。 ●作業台は、不浸透性又は耐水性の材料で造られ、その表面は、すき間がなく、清掃しやすい構造とすること。 ●冷蔵設備等は、食品を常に所定の温度で保存できるものとし、外部から測定できる正確な温度計を備えること。 ●水道水又は保健所等が飲用に適すると認めた水を十分に供給できる設備を設けること。 ●水道水以外の水を使用する場合は、その水源及び給水設備は、汚水その他の廃棄物で汚染されるおそれのない位置に設け、常に汚染防止の措置を講ずること。 ●必要な場所に、完全なふた付きの不浸透性又は耐水性の廃棄物容器を備えること。
<p style="text-align: center;">業種別基準 (飲食店営業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●調理場には、食品、器具類及び容器類を十分に洗浄できる多槽式の洗浄設備、殺菌設備並びに冷蔵設備を設けること。（※） ●生食用の包丁、まな板その他の器具類は、食品の種類に応じ、それれ専用のものを備えること。

(※) 山口型小規模農林漁業体験民宿の場合、調理場の施設基準が緩和されます。

(P 2 1 ~ 参照)

②食品衛生責任者の設置

営業者は、施設ごとに、食品衛生に関する責任者(食品衛生責任者)を置く必要があります。食品衛生責任者は、製造、調理、販売等が衛生的に行われるように従事者の衛生教育を行う必要があります。

食品衛生責任者には、栄養士、調理師、食品衛生責任者養成講習会を受講した者等が該当します。

③手続き

ア. 事前相談

許可申請に必要な設備や書類については、最寄りの健康福祉センター(保健所)に相談してください。その際に、農林漁業体験民宿の相談であることを伝えてください。

イ. 許可申請に必要な書類

- 営業許可申請書
- 山口型小規模農林漁業体験民宿認定書(P 2 1 ~参照)
- 営業所の付近の見取図
- 営業設備の配置図及び構造図
- 使用水の水質検査成績書の写し(水道水以外の場合)

ウ. 申請手数料

新規申請手数料：16,330円

●客専用の調理場について

民宿において、お客様に食事を提供する場合、食品衛生法上、客専用の調理場(キッチン)が必要となり、家庭用と客専用の計2つの調理場が必要となります。

これは、民宿を経営する上で最も大切なことである食の安心・安全を確保する観点からの措置です。

客専用の調理場が必要であることから、設備投資に一定の経費がかかりますが、民宿の施設に離れの家や空き家を利用する場合など、調理場が既に2つある場合は、それを活用することができます。

また、新たに調理場に係る必要機材を購入する場合も、中古品を活用するなど、経費をできるだけ抑える工夫が可能です。

施設基準の詳細については、最寄りの健康福祉センター(保健所)にお問い合わせください。



(3) 建築基準法

民宿の開業にあたり、建物を新築・増築・改築・移転する場合、また、住宅の一部を民宿に用途変更する場合（民宿の用途に使用する部分が100㎡を超える場合）は建築確認が必要です。

ただし、一部の条件（以下参照）を満たした場合は、建築基準法上の「旅館」に該当しない取扱いとなります。

詳細は最寄りの相談窓口へ相談してください。（P25参照）

(条件)

- 農山漁村余暇法に規定する農林漁業体験民宿であること。
- 住宅の一部を民宿として利用するものであること。
- 客室の床面積の合計が33㎡未満であること。
- 各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物であること。

(4) 消防法

旅館業の営業許可申請には、所管の消防本部が発行する「消防法令適合通知書」を添付する必要があります。

これは、消防用設備等の設置の状況等が消防法令の基準に適合しているかを確認するものです。

また、住宅に使われていた家屋で農林漁業体験民宿を開業する場合、適切な防火管理が行われていると地元の消防署長等が認めるものについては、誘導灯・誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能となっています。

なお、平成27年4月から宿泊施設については、自動火災報知設備の設置が義務づけられています。

詳細は最寄りの相談窓口へ相談してください。（P25参照）



3 農林漁業体験民宿関係の規制緩和措置

農林漁業体験民宿については、国や山口県独自の規制緩和により、一般の旅館、民宿に比べて開業しやすくなっています。

(1) 国の規制緩和の概要

以下の内容については、全国的に規制緩和されています。

関係法令	規制緩和の内容
旅館業法	●旅館業法施行令で定める客室延床面積基準の適用除外。
建築基準法	●住宅の一部を農家民宿として利用し、小規模（客室延床面積33㎡未満）で避難上支障がないと認められれば、建築基準法上「旅館」に該当しないものとして取扱いとなる。
消防法	●地元の消防署長等の判断により、誘導灯・誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことが可能。
道路運送法	●宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外とし、道路運送法の抵触なし。
旅行業法	●農林漁業体験民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農林漁業体験を付加して販売・広告することは旅行業法の抵触なし。

(2) 山口県独自の規制緩和の概要

山口県では、平成17年度から旅館業法及び食品衛生法の施設基準を緩和した「山口型小規模農林漁業体験民宿」を認定する制度を実施しています。

①山口型小規模農林漁業体験民宿とは

余暇法に基づく、農山漁村滞在型余暇活動（農山漁村ならではの余暇活動サービス）を提供する宿泊定員5人以下の小規模な民宿のことです。

なお、農林漁業者以外（個人に限る）の方でも、あっせん等により農山漁村滞在型余暇活動を提供する場合は認定対象となっています。

②山口型小規模農林漁業体験民宿の認定効果

旅館業法及び食品衛生法関係の規定について、県独自で施設基準を緩和しています。

関係法令	規制緩和の内容
旅館業法 (便所)	◎便器の数が大小各1個（兼用便器の場合1個）で可 ◎家族用との兼用可
食品衛生法 (調理場)	◎調理場の内壁や床は不浸透性、耐水性でなくても可 ◎洗浄設備については多槽式でなくても可

③山口型小規模農林漁業体験民宿の申請手続

申請に基づく認定は、山口県県中山間地域づくり推進課で行っています。申請書には、農林漁業者の方は、農林漁業者であることの証明書を添付する必要があります（詳細は下表のとおり）。また、農林漁業者以外の方は、提供する農山漁村滞在余暇活動のあつせん先を明示することとなっています。

この申請に基づく認定の後、所管地域の健康福祉センター（保健所）において、旅館業法及び食品衛生法の許可手続を行うこととなります。（P 17～）

（農林漁業者であることの証明）

区分	証明書	申請先
農家の方	農家台帳、耕作証明等 <u>耕地面積10a以上等</u>	農業委員会
林家の方	登記簿謄本 <u>山林所有面積 1ha以上</u>	法務局
漁家の方	漁業協同組合員の証明 <u>正組合員又は準組合員</u>	漁業協同組合

（山口型小規模農林漁業体験民宿営業者の義務）

山口型小規模農林漁業体験民宿の認定を受け、旅館業法及び食品衛生法の許可を取得した民宿については、以下の義務が生じることとなります。

- ・ 宿泊者の事故に対応するため、保険又は共済制度に加入
- ・ 1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習を受講
- ・ 1年に1回、提供した役務の内容（＝体験交流プログラム）及び宿泊者整理簿を山口県中山間地域づくり推進課に提出

参 考 資 料

参考資料1 農林漁業体験民宿開業チェックシート

～関係機関へのご相談の際、本チェックシートを持参されるとスムーズです。

項 目	内 容	備 考
1 経営者	※該当箇所に○ 農業()、林業()、漁業()、その他()	農業:耕地面積 10a以上等 林業:山林所有面積 1ha以上 漁業:漁協の正組合員又は準組合員
2 農林漁業に係る体験交流プログラム	※体験交流プログラムを記載 (農林漁業者以外はあっせん等による) []	農山漁村余暇法関連
3 客室の数・面積	部屋数 客室の延床面積 民宿部分の延べ床面積 部屋 m ² m ²	旅館業法、建築基準法関連
4 宿泊定員	人	旅館業法関連
5 便所	※該当箇所に○ 家族用と共用 () 客専用(家族用とは区分) ()	旅館業法関連
6 食事の提供	※該当箇所に○ 一泊二食付 () 一泊朝食付 () 素泊まり式 () 自炊式 () その他 ()	食品衛生法関連
7 上水道	※該当箇所に○ 水道水 () 井戸水等 ()	旅館業法、食品衛生法関連
8 下水道	※該当箇所に○ 下水道 () 合併浄化槽 () 単独浄化槽 ()	浄化槽法、建築基準法関連
9 営業期間	※該当箇所に○ 通年営業 () 定休日 曜日 季節営業 () 月 日～月 日 週末営業 ()	
10 料金設定	一泊二食付 円 一泊朝食付 円 素泊まり式 円 自炊式 円 その他 円	

参考資料2 相談窓口一覧

総合相談及び山口型小規模農林漁業体験民宿の認定に関すること

※総合相談及び山口型小規模農林漁業体験民宿の認定を担当する機関

窓 口	電 話	備 考
山口県中山間地域づくり推進課(県庁)	083-933-3352	全市町

旅館業法に関すること

※旅館業の営業許可を担当する機関

窓 口	電 話	備 考
岩国健康福祉センター 環境衛生薬事班	0827-29-1526	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター 環境薬事班	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター 環境衛生薬事班	0834-33-6427	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター 環境衛生薬事班	083-934-2534	山口市、防府市
宇部健康福祉センター 環境衛生薬事班	0836-31-3200	宇部市、美祢市
長門健康福祉センター 環境薬事班	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター 環境薬事班	0838-25-2666	阿武町
下関市立下関保健所 生活衛生課	083-231-1540	下関市
萩市 環境衛生課	0838-25-3341	萩市
山陽小野田市 環境課	0836-82-1143	山陽小野田市

食品衛生法に関すること

※食品営業許可を担当する機関

窓 口	電 話	備 考
岩国健康福祉センター 食品衛生班	0827-29-1527	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター 食品衛生班	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター 食品衛生班	0834-33-6426	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター 食品衛生班	083-934-2535	山口市
山口健康福祉センター防府支所 食品衛生課	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター 食品衛生班	0836-31-3200	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門健康福祉センター 食品衛生班	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター 食品衛生班	0838-25-2665	萩市、阿武町
下関市立下関保健所 生活衛生課	083-231-1936	下関市

建築基準法に関すること

※各市町建築行政担当部局(建築確認受付窓口)

窓	口	電 話	備 考
下関市建築指導課		083-231-1380	下関市
宇部市建築指導課		0836-34-8434	宇部市
山口市開発指導課		083-934-2847	山口市
萩市建築課		0838-25-3693	萩市
防府市建築課建築指導室		0835-25-2449	防府市
下松市都市整備課		0833-45-1861	下松市
岩国市開発指導課		0827-29-5165	岩国市
光市都市政策課		0833-72-1400	光市
長門市都市建設課		0837-23-1149	長門市
柳井市都市計画・建築課		0820-22-2111	柳井市
美祢市建設課		0837-52-5221	美祢市
周南市建築指導課		0834-22-8423	周南市
山陽小野田市都市計画課		0836-82-1215	山陽小野田市
周防大島町建設課		0820-79-1005	周防大島町
和木町都市建設課		0827-52-2197	和木町
上関町土木建築課		0820-62-0315	上関町
田布施町建設課		0820-52-5807	田布施町
平生町建設課		0820-56-7118	平生町
阿武町施設課		08388-2-3112	阿武町

消防法に関すること

※消防法令適合通知書の交付を担当する機関

窓	口	電 話	備 考
岩国地区消防組合消防本部 予防課		0827-31-0196	岩国市、和木町
柳井地区広域消防組合消防本部 予防課		0820-23-7774	柳井市、周防大島町、平生町、上関町
光地区消防組合消防本部 予防課		0833-74-5602	光市、田布施町、周南市(旧熊毛町域)
下松市消防本部 予防課		0833-45-1882	下松市
周南市消防本部 予防課		0834-22-8773	周南市(旧熊毛町域を除く)
防府市消防本部 予防課		0835-23-9902	防府市
山口市消防本部 予防課		083-932-2601	山口市
美祢市消防本部 予防課		0837-52-2286	美祢市
宇部・山陽小野田消防局 予防課		0836-21-6114	宇部市・山陽小野田市
下関市消防局 予防課		083-233-9113	下関市
長門市消防本部 予防課		0837-22-5297	長門市
萩市消防本部 予防課		0838-25-2798	萩市、阿武町

山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱

(趣 旨)

第1条 都市と農山漁村との交流の拡大により、農山漁村における所得の確保及び農山漁村地域の活性化を図るため、小規模農林漁業体験民宿（以下「体験民宿」という。）の普及を促進することとし、本要綱において、体験民宿の認定等に必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 本要綱において、体験民宿とは、人を宿泊させ、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する施設であって、農林漁業者（法人を含む。）又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）が営業を行う定員5人以下の民宿をいう。

(認定の申請)

第3条 本要綱に従って体験民宿の営業を行おうとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に係る許可申請前に、「山口型小規模農林漁業体験民宿認定申請書」（様式1）を中山間地域づくり推進課長に提出するものとする。

(認定等)

第4条 中山間地域づくり推進課長は、前条に定める申請の内容を審査し、第2条に定める体験民宿に該当すると認定した場合には、申請者に「山口型小規模農林漁業体験民宿認定書」（様式2）（以下、「認定書」という。）を交付するものとする。

2 前項の認定を受けた者は、当該体験民宿の所在地を管轄する環境保健所長（所在地が下関市、萩市又は山陽小野田市の区域内である場合にあってはそれぞれの長。第5条第2項において同じ。）に旅館業法に係る許可を、又は、同所長（所在地が下関市の区域内である場合にあっては下関市長。第5条第2項において同じ。）に食品衛生法に係る許可を申請する際に、「認定書」の写しを提出するものとする。

(認定の取消し)

第5条 認定を受けた体験民宿が、当該認定に係る要件を満たさなくなった場合には、中山間地域づくり推進課長は認定を取り消すことができる。

2 中山間地域づくり推進課長は前項の規定により認定を取り消した場合は、当該体験民宿の所在地を管轄する環境保健所長に、その旨を通知するものとする。

(体験民宿営業者の義務)

第6条 体験民宿を営業する者は、次に掲げる義務を履行するものとする。

- (1) 宿泊者の事故に対応するため、保険又は共済制度に加入すること
- (2) 1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習を受講すること
- (3) 1年に1回、提供した役務の内容及び宿泊者数整理簿（様式3）を中山間地域づくり推進課長に提出すること

(指 導)

第7条 中山間地域づくり推進課長は、体験民宿の営業が適正に行われるよう、生活衛生課長と連携し、適宜、指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

この要綱は、平成18年 4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年 4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年 4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年 7月1日から適用する。

山口型小規模農林漁業体験民宿認定申請書

年 月 日

山口県総合企画部中山間地域づくり推進課長 様

申出者 住 所
氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)
電話番号

体験民宿の認定を受けたいので、山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 宿泊施設の名称及び所在地
宿泊施設の名称：
所在地：
- 2 宿泊施設の部屋数： 畳 部屋、 畳 部屋、合計 畳 部屋
宿泊施設の収容人数：
- 3 営業期間：
- 4 経営する農林漁業の別： 農業、 林業、 漁業、 その他 ()
経営する農林漁業の経営規模：田 a、畑 a、山林 h a
年間の漁業従事日数 日
- 5 提供する役務の内容
(別紙様式 1 - 1 ・ 1 - 2 に記入)
- 6 その他

(関係書類)

- 1 農林漁業者であることの市町長等の証明 (例：農家台帳等)
- 2 宿泊施設の平面図、付近の見取り図、写真

※該当する添付書類に○を付すこと。

■提供する役務の内容

業種及び役務の種別		具体的な内容
農 業	<input type="checkbox"/> 1 農作業の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 2 農産物の加工又は調理の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 3 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与	
	<input type="checkbox"/> 4 農用地その他の農業資源の案内	
	<input type="checkbox"/> 5 農作業体験施設等を利用させる役務	
	<input type="checkbox"/> 1 から 5 に掲げる役務の提供のあっせん	あっせんの内容 (別紙様式 1 - 2 に記入)
林 業	<input type="checkbox"/> 1 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 2 林産物の加工又は調理の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 3 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与	
	<input type="checkbox"/> 4 森林の案内	
	<input type="checkbox"/> 5 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務	
	<input type="checkbox"/> 1 から 5 に掲げる役務の提供のあっせん	あっせんの内容 (別紙様式 1 - 2 に記入)
漁 業	<input type="checkbox"/> 1 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 2 水産物の加工又は調理の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 3 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与	
	<input type="checkbox"/> 4 漁場の案内	
	<input type="checkbox"/> 5 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務	
	<input type="checkbox"/> 1 から 5 に掲げる役務の提供のあっせん	あっせんの内容 (別紙様式 1 - 2 に記入)

- 1 業種及び役務の種別欄の該当箇所にチェックを入れ、具体的な内容を記入すること。
- 2 役務の提供のあっせんの場合は、別紙様式 1 - 2 に必要事項を記入すること。

■ 役務の提供のあっせんの内容

あっせん先 (氏名・住所)	業種	役務の種別	具体的な内容
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	

1 あっせん先について、業種欄及び役務の種別欄の該当箇所にチェックを入れ、具体的な内容について記入すること。

山口型小規模農林漁業体験民宿認定書

様

山口県総合企画部中山間地域づくり推進課長

年 月 日付で認定の申請のあった下記の宿泊施設については、山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱第4条第1項の規定に基づき、体験民宿として認定します。

記

宿泊施設の名称：

所在地：

注意事項

1. 旅館業法、食品衛生法の許可等、開業に必要な手続きを行うこと。その他関係法令を遵守すること。
2. 1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習を受講すること
3. 1年に1回、提供した役務の内容及び宿泊者数整理簿（様式3）を提出すること。



山口県PR本部長
「ちよるる」

平成28年10月

編集・発行

山口県総合企画部中山間地域づくり推進課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-3352

<http://www.yamaguchi-slow.jp/>